

○益田市優良建設工事等表彰要領

平成24年5月16日

益田市訓令第11号

改正 平成25年7月22日訓令第15号

平成26年2月26日訓令第1号

平成29年3月30日訓令第4号

平成31年3月18日訓令第2号

令和2年3月16日訓令第6号

令和3年10月5日訓令第29号

令和5年6月9日訓令第20号

庁中一般

各かい

(目的)

第1条 この要領は、市が発注した建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）について、他の模範となる優良な工事等の受注者や当該工事等を担当した優秀な技術者を市長表彰することにより、工事等の品質の向上及び適正な施工の確保と建設技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰対象工事等)

第2条 表彰の対象となる工事等（以下「表彰対象工事等」という。）は、市が発注し、前年度に完成した工事等で1件の請負対象設計額が500万円以上の工事又は1件の委託対象設計額が100万円以上の委託業務で成績評定を行ったものとし、次に掲げる部門毎に表彰の対象とするものとする。

(1) 優良工事表彰

ア 土木工事部門

イ 建築工事部門

ウ 設備工事部門

(2) 優良業務表彰

ア 地質調査・測量・調査業務部門

イ 設計業務部門

(予備審査及び内申)

第3条 課長等（益田市事務分掌規則（昭和48年益田市規則第4号）第2条に定める課又は室の長、益田市教育委員会事務局組織規則（昭和46年益田市教育委員会規則第3号）第2条に掲げる課又は室の長及び益田市上下水道部事務分掌規程（昭和36年益田市水道事業管理規程第2号）第2条に掲げる課をいう。）は、それぞれ所管する工事等のうちから表彰対象工事等を優良建設工事等審査基準（別記）に基づき審査のうえ、優良建設工事等審査基準チェックリスト（様式第1号その1、様式第1号その2）及び添付資料等を技術監に提出するものとする。

2 技術監は提出された内容を精査のうえ、優良建設工事等審査箇所調書様式第2号その1、様式第2号その2を作成し、入札監理室長に提出するものとする。

3 入札監理室長は、優良建設工事表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）

を開催し、内申するものとする。

(審査委員会)

第4条 前条の規定により内申があった優良な工事等の審査をするため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は、益田市指名競争入札参加者指名審査会規程（平成13年益田市訓令第13号）第3条に掲げる者及び技術顧問をもって充てる。

3 審査委員会の運営については、益田市指名競争入札参加者指名審査会規程の例による。

(審査)

第5条 審査委員会は、優良建設工事等審査基準（別記）に基づいて審査し、表彰すべき優良な工事等を認定するものとする。

2 審査委員会には、内申のあった優良な工事等の担当職員又は担当検査官を出席させ、意見を徴することができる。

3 審査委員会は、表彰の候補とする工事等について、その受注者から無災害申立書（様式第3号）を徴するとともに、必要に応じ当該工事等の内容を調査し、表彰の適否を決定するものとする。

4 審査委員会は、審査した工事等について、順位及び選定事由を付するものとする。

5 審査の内容は、優良建設工事等審査箇所調書により公表するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、当該表彰すべき優良な工事等の受注者並びに当該工事等の主任技術者及び監理技術者又は管理技術者を対象とするものとする。

(表彰の除外)

第7条 市長は、前条の表彰の対象者が、第5条の審査の対象となる工事等の着工の日の属する年度の初日から表彰に至るまでの期間において、次の各号のいずれかに該当したと認める場合は、これを表彰から除外するものとする。

(1) 休業4日以上労働災害又は公衆災害があったもの（下請又は再委託業者を含む。）

(2) 益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成6年益田市告示第53号）の規定による指名停止を受けたもの

(3) その他表彰にふさわしくないと認められるもの

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、入札監理室において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、工事等の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年5月16日から施行する。

附 則（平成25年7月22日訓令第15号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年7月22日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令による改正後の益田市優良建設工事等表彰要領の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発注した建設工事等について適用し、施行日前に発注した建設工事等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月26日訓令第1号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日訓令第4号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の益田市優良建設工事等表彰要領の規定は、この訓令の施行の日以後に発注した建設工事等について適用し、同日前に発注した建設工事等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月18日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月5日訓令第29号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年10月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の各訓令の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の各訓令の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年6月9日訓令第20号）

この訓令は、令和5年6月9日から施行し、この訓令による改正後の益田市優良建設工事等表彰要領の規定は、令和4年度以後に完了した工事等に係る表彰について適用する。

別記（第3条、第5条関係）

優良建設工事等審査基準

1 工事等種別

益田市優良建設工事等表彰要領（以下「要領」という。）第2条に規定する表彰対象工事等の部門ごとの工事等種別は、次の表に定めるとおりとする。

部 門	工事等種別
土木工事	一般土木工事、舗装工事、橋梁上部工事、プレストレスコンクリート工事、港湾工事、造園工事、さく井工事、法面処理工事、水道施設工事、区画線工事等
建築工事	一般建築工事、塗装工事、内装工事等
設備工事	機械設備工事、管工事、電気工事等
地質調査・測量・調査業務	測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務
設計業務	建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務

2 審査対象工事等

(1) 表彰の審査の対象とする工事等（以下「審査対象工事等」という。）は、次のアからオまでを満たすものとする。

ア 実施事業者が市内に主たる営業所又は営業所を有するものであること。

イ 工事等の成績の評定点が、80点以上であること。

ウ 審査対象工事等の工事期間が属する年度から表彰を行う日までの期間（以下「対象期間」という。）に、益田市発注の工事（下請又はJVを含む。）及び業務（再委託を含む。）において休業4日以上労働災害又は公衆災害がないこと。

エ 対象期間に、益田市以外（民間含む。）が発注した工事及び業務において死亡者の発生した事故がないこと。

オ 実施事業者が、対象期間に益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成6年益田市告示第53号）の規定による指名停止を受けていないこと。

(2) 前号の規定にかかわらず、実施事業者が次のアからケまでのいずれかに該当する者である場合は、表彰の対象としないものとする。

ア 益田市における市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市県民税（法人の場合は特別徴収分）及び国保税）の滞納がある者

イ 破産法（平成16年法律75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正
 手続の申立てがなされている者
- オ 建設業法（昭和24年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律
 第201号）その他の建設工事に関連する法律に関し、故意により違反し、
 又は重大な過失がある者
- カ 当該工事に関し、下請負人、資材業者、機械又は機材の賃貸業者、警備
 業者及び運送事業者等との契約の締結及び代金支払が、適切に行われてい
 ないと認められる者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77
 号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- ク 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日か
 ら5年を経過しない者が経営に実質的に関与しているもの
- ケ 対象期間に益田市若しくは島根県が発注し、完了した工事等又は前年度
 に国土交通省中国地方整備局が発注し、完了した工事等で、地方自治法施
 行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定による低
 入札価格調査の対象となったものがある場合は、当該工事等の工事成績評
 定点が70点未満である者

3 優良工事選定基準

- (1) 表彰すべき優良な工事の選定に当たっては、工事成績の評定点を基準とし、
 次のアからウまでに掲げる予備審査項目により総合的に審査し、順位を付す
 るものとする。
 - ア 工事請負金額（工事請負金額の大きい工事を優先）
 - イ 他工事の工事成績の評定点（益田市が発注した工事で前年度に完成した
 工事の平均点）
 - ウ 工事の難易度（工事の難易度の高い工事を優先）
- (2) 前号の規定により付した順位は、次のアからサまでに掲げる審査項目によ
 り修正することができるものとする。
 - ア 他の工事の工事成績の評定点（益田市が発注した工事で前年度に完成し
 た工事の平均点）
 - イ 工事の難易度（工事種別・工事内容・工事金額等による難易度）
 - ウ 地域貢献度（他の模範となる地域貢献と認められるもの）
 - エ 出来ばえの優れた工事（他の模範となる優れた出来ばえと認められるも
 の）
 - オ 高度技術力（他の模範となる高度技術力を発揮したと認められるもの）
 - カ 創意工夫（他の模範となる創意工夫を発揮したと認められるもの）
 - キ 市内経済への貢献（下請負人なし又は全て市内下請負人使用、かつ全て
 の資材について市内産資材使用又は市内の取扱い業者から購入）
 - ク 部門間のバランス（土木部門・建築部門・水道部門のバランスを配慮）
 - ケ 市内受注者の優先（市内に主たる営業所を置く受注者を優先）
 - コ 業態のバランス（資本関係、役員等の兼任関係に関する事項のバランス

を配慮)

サ 部課のバランス (部課のバランスを配慮)

4 優良業務選定基準

(1) 表彰すべき優良な業務の選定に当たっては、業務成績の評定点を基準とし、次のアからウまでに掲げる予備審査項目により総合的に審査し、順位を付するものとする。

ア 業務委託金額 (業務委託金額の大きい業務を優先)

イ 他業務の業務成績の評定点 (益田市が発注した業務で前年度に完了した業務の平均点)

ウ 業務の難易度 (業務の難易度の高い業務を優先)

(2) 前号の規定により付した順位は、次のアからサまでに掲げる審査項目により修正することができるものとする。

ア 他の業務の業務成績の評定点 (益田市が発注した業務で前年度に完了した業務の平均点)

イ 業務の難易度 (業務種別・業務内容・委託金額等による難易度)

ウ 企画力・提案力 (他の模範となる的確な企画・独自の提案等を行ったと認められるもの)

エ 業務執行技術力 (他の模範となる先進技術の活用・新工法の採用又は高度技術力を発揮したと認められるもの)

オ コスト縮減・環境配慮等 (他の模範となるコスト縮減・環境配慮等の提案を行い顕著な成果を上げたと認められるもの)

カ 成果品の品質 (当該業務において的確で創意工夫等があり、特に優れた成果品であると認められるもの)

キ 業務履行体制 (配置技術者が市内営業所職員から選任され、受注者が主体的に業務を履行)

ク 部門間のバランス (地質調査・測量・調査業務部門、設計業務部門のバランスを配慮)

ケ 市内受注者の優先 (市内に主たる営業所を置く受注者を優先)

コ 業態のバランス (資本関係、役員等の兼任関係に関する事項のバランスを配慮)

サ 部課のバランス (部課のバランスを配慮)

5 優良工事等選定数

(1) 優良工事表彰の総選定数は、前年度に完成した工事であって、請負対象設計額500万円以上のものの箇所数の5% (箇所数の算定は、小数点以下切上げ) を上限とする。この場合において、各部門の工事種別ごとの選定数は、工事量等を勘案し定めるものとする。

(2) 優良業務表彰の総選定数は、前年度に完成した業務であって、委託対象設計額100万円以上のものの箇所数の5% (箇所数の算定は、小数点以下切上げ) を上限とする。この場合において、各部門の業務種別ごとの選定数は、

委託業務量等を勘案し定めるものとする。

- (3) 前号の選定においては、部門間での事業者の重複がないよう調整するものとする。

6 市内業者の優先選定

- (1) 選定に当たっては、市内に主たる営業所を有する事業者を優先的に選定するものとする。
- (2) 準市内業者のうち、本市に住所を有する者を10名以上雇用（恒常的な雇用関係にある者に限る。）しているものは、前号の事業者と同等の扱いとする。

7 要領の運用

前各項に定めるもののほか、要領の運用は、次のアからエまでに掲げるところによる。

ア 表彰対象となる工事等の受注者が前年度に完成した他の工事等の成績評定の平均点は、75点以上とする。

イ 無災害申立書（様式第3号）における「工事等施工年度」は、当該工事等の着工日の属する年度とする。

（例）施工期間 着工 令和3年3月20日
 竣工 令和4年2月10日

無災害申立書の労災対象期間

令和2年4月1日から表彰の日まで

ウ 表彰は、当該表彰対象技術者等の主任技術者及び監理技術者又は管理技術者が、表彰時点において当該工事等の受注者である事業者に在籍している場合に限るものとする。

エ 年度ごとの優良工事等表彰スケジュールは、おおむね次のとおりとする。

6～7月頃 予備審査
 ↓
7～8月頃 審査委員会
 ↓
8月頃 表彰推薦工事等の内申
 ↓
9月頃 市長表彰

様式第1号その1 (第3条関係)

優良建設工事等審査基準チェックリスト (工事)

部門 (工事種別)			
工事名		工事請負金額	円
受注者の商号及び代表者氏名 (現場代理人の氏名)		主任技術者の氏名 (監理技術者の氏名)	
工事概要			

審査対象工事

1	表彰対象	<input type="checkbox"/>	管内で前年度に完成した工事であること。	
		<input type="checkbox"/>	請負金額500万円以上の工事であること。	
2	部門 (工事種別)	<input type="checkbox"/>	土木部門 ()	
		<input type="checkbox"/>	建築部門 ()	
		<input type="checkbox"/>	設備部門 ()	
3	工事成績評定点	<input type="checkbox"/>	工事成績の評定点が80点以上であること。	工事成績採点表 (与)
4	労働災害等の有無	<input type="checkbox"/>	益田市優良建設工事等表彰要領第7条第1号に該当すること。	
5	指名停止等の有無	<input type="checkbox"/>	益田市優良建設工事等表彰要領第7条第2号に該当すること。	

優良工事選定基準 (※原則として工事成績の順位とし、審査項目により総合的に審査し選定する。)

1	他の工事の工事成績の評定点	益田市が発注した工事で前年度に完成した工事成績評定点の平均点が上位のものを優先する。	他工事成績表欄 () 点	<input type="checkbox"/>
2	工事の難易度	工事の難易度の高い工事を優先する	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
3	地域貢献度	工事において、他の模範となる地域貢献を実践したと認められる場合とする。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
4	出来ばえ	工事において、他の模範となる特に優れた出来ばえと認められる場合とする。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
5	高度技術力	工事において、他の模範となる高度技術力を発揮したと認められる場合とする。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
6	創意工夫	工事において、他の模範となる創意工夫を発揮したと認められる場合とする。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
7	市内経済への貢献	工事において、市内経済に貢献したと認められる場合とする。		<input type="checkbox"/>
8	部門間のバランス	土木部門・建築部門・水道部門のバランスを配慮することができる。		<input type="checkbox"/>
9	市内受注者の優先	市内に主たる営業所を置く受注者を優先することができる。		<input type="checkbox"/>
10	業態のバランス	資本関係、役員等の兼任関係に関する事項のバランスを配慮することができる。		<input type="checkbox"/>
11	部課のバランス	部課のバランスを配慮することができる。	部課の記載 ()	<input type="checkbox"/>

他工事成績表 (※当該業者が前年度に完成した工事の工事成績評定点を全て列記し平均する。)

前年度中に当該業者が完成した工事成績評定点	平均点 ()
選定事由 (※選定事由欄は、審査項目についてその内容を具体的に記載するものとする。)	

※記載上の注意

- このシートは、各部門の工事担当課長が工事種別ごとに作成するものとする。
- 審査項目に該当する事項がある場合には、□欄にレ印し、下記選定事由欄にその内容を具体的に記載するものとする。
- 各部門の工事担当課長は、このシート及び資料を添えて技術監に提出するものとする。
添付資料は、工事成績採点表 (写)、竣工写真及びその他審査項目として必要となる資料とする。

様式第1号その2 (第3条関係)

優良建設工事等審査基準チェックリスト (業務)

部門 (業務種別)			
業務名		委託契約金額	円
受注者の商号及び代表者氏名		主任技術者の氏名 (管理技術者の氏名)	
業務概要			

審査対象業務			
1	表彰対象	<input type="checkbox"/>	管内で前年度に完了した業務であること。
		<input type="checkbox"/>	委託対象設計額100万円以上の業務であること。
2	部門 (業務種別)	<input type="checkbox"/>	地質調査・測量・調査業務部門 ()
		<input type="checkbox"/>	設計部門 ()
		<input type="checkbox"/>	
3	業務成績評定点	<input type="checkbox"/>	業務成績の評点が80点以上であること。 業務成績採点表 (与)
4	労働災害等の有無	<input type="checkbox"/>	益田市優良建設工事等表彰要領第7条第1号に該当すること。
5	指名停止等の有無	<input type="checkbox"/>	益田市優良建設工事等表彰要領第7条第2号に該当すること。

優良業務選定基準 (※原則として業務成績の順位とし、審査項目により総合的に審査し選定する。)				
1	他の業務の業務成績の評定点	益田市が発注した業務で前年度に完了した業務成績評定点の平均点が上位のものを優先する。	他業務成績表欄 () 点	<input type="checkbox"/>
2	業務の難易度	業務の難易度の高い業務を優先する	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
3	企画力・提案力	業務において、他の模範となる的確な企画・独自の提案を行ったと認められるもの。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
4	業務執行技術力	業務において、他の模範となる先進技術の活用・新工法の採用、又は高度技術力を発揮したと認められるもの。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
5	コスト縮減・環境配慮等	業務において、他の模範となるコスト縮減・環境配慮等の提案を行い顕著な成果を上げたと認められるもの。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
6	成果品の品質	当該業務において、的確で創意工夫等があり、特に優れた成果品であるもの。	選定事由欄に記載	<input type="checkbox"/>
7	業務履行体制	当該業務において、市内営業所職員が主体的に業務を履行したと認められる場合とする。		<input type="checkbox"/>
8	部門間のバランス	地質調査・測量・調査業務部門、設計業務部門のバランスを配慮することができる。		<input type="checkbox"/>
9	市内受注者の優先	市内に主たる営業所を置く受注者を優先することができる。		<input type="checkbox"/>
10	業態のバランス	資本関係、役員等の兼任関係に関する事項のバランスを配慮することができる。		<input type="checkbox"/>
11	部課のバランス	部課のバランスを配慮することができる。	部課の記載 ()	<input type="checkbox"/>

他業務成績表 (※当該業者が前年度に完了した業務の業務成績評定点を全て列記し平均する。)	
前年度中に当該業者が完了した業務成績評定点	平均点 ()
選定事由 (※選定事由欄は、審査項目についてその内容を具体的に記載するものとする。)	

※記載上の注意

- このシートは、各部門の工事担当課長が業務種別ごとに作成するものとする。
- 審査項目に該当する事項がある場合には、欄にレ印し、下記選定事由欄にその内容を具体的に記載するものとする。
- 各部門の業務担当課長は、このシート及び資料を添えて技術監に提出するものとする。
添付資料は、委託業務成績評定表 (写)、イメージ図 (写真) 及びその他審査項目として必要となる資料とする。

優良建設工事等審査箇所調査(工事)

順位	部門	工事種別	工事名	施工業者の商号及び代表者		契約上の工期	実際の工期	工事請負金額 (千円)	工事概要	工事成績の選定	審査事項										選定事由	※選定順位					
				現場代理人 (主任技術者)	着手年月日 完成年月日	着手年月日 完成年月日	平均点				他工事の成績選定	難易度	設備良否	出た見え	高度技術力	創業者	市内業への貢献	前年度のパランス	市内業者優先	業種のパランス			前年度のパランス				
1																											
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											

- 予備審査の方法
 - 1 技術監は各部門の担当課長等より提出された別紙1の審査チェックリスト及び添付資料等を精査のうえ、順位をつけて入札監理室長に提出する。
 - 2 入札監理室長は、審査委員会を開催し内申する。
 - 3 順位の決定方法は、工事成績評定点の順位とし、同点の場合は次の順位とする。
 - (1) 工事請負金額の大きい工事を優先
 - (2) 益田市が発注した工事で前年度に完成した全ての工事成績の平均点の高い受注者の工事を優先
 - (3) 工事の難易度
 - 4 技術監は、※印欄の記入は要しない。
 - 5 技術監及び技術監補佐は、担当課長等より提出された資料により、審査に先立ち審査項目の欄を次のとおり記載するものとする。
 - (1) 他工事の成績欄は、益田市が発注した工事で前年度に完成した全ての工事成績の平均点を記載する。
 - (2) その他の欄は、審査基準チェックリストの選定基準欄の□にチェックのあるときは○印をするものとする。
- 審査の方法
 - 1 審査委員会は、提出された優良建設工事等審査箇所調査、審査基準チェックリスト及び添付資料により審査するものとする。
 - 2 審査委員会は、益田市優良建設工事等表彰の推薦候補を決定するものとする。
 - 3 審査委員会は、予備審査により予め決定された順位を審査項目の審査により補正するものとする。
 - 4 審査委員会は、審査した工事について、選定順位を決定するものとする。

優良建設工事等審査箇所調書(業務)

順位	部門	業務種別	業務名	受注者の商号 及び代表者	契約上の履行 期間	実際の履行期 間	委託料 (千円)	業務概要	業務品質の 評価点	審査事項										選定事由	※選定順位				
				主任技術者 (管理技術者)	着手年月日 完了年月日	着手年月日 完了年月日				他業務の 評価点(平均点)	難易度	企業力・ 事業力	業務執行 技術力	コスト削減 (設備投資等)	成果金の 品質	業務進行 体制	部門間の バランス	市内業者 優先	業務の バランス			部課の バランス			
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									

- 予備審査の方法
 - 1 技術監は各部門の担当課長等より提出された別紙1の審査チェックリスト及び添付資料等を精査のうえ、順位をつけて入札監理室長に提出する。
 - 2 入札監理室長は、審査委員会を開催し内申する。
 - 3 順位の決定方法は、業務成績評定点の順位とし、同点の場合は次の順位とする。
 - (1) 委託金額の大きい業務を優先
 - (2) 益田市が発注した業務で前年度に完了した全ての業務成績の平均点の高い受託者の業務を優先
 - (3) 業務の難易度
 - 4 技術監は、※印欄の記入は要しない。
 - 5 技術監及び技術監補佐は、担当課長等より提出された資料により、審査に先立ち審査項目の欄を次のとおり記載するものとする。
 - (1) 他業務の成績欄は、益田市が発注した業務で前年度に完了した全ての業務成績の平均点を記載する。
 - (2) その他の欄は、審査基準チェックリストの選定基準欄の□にチェックのあるときは○印をするものとする。
- 審査の方法
 - 1 審査委員会は、提出された優良建設工事等審査箇所調書、審査基準チェックリスト及び添付資料により審査するものとする。
 - 2 審査委員会は、益田市優良建設工事等表彰の推薦候補を決定するものとする。
 - 3 審査委員会は、予備審査により予め決定された順位を審査項目の審査により補正するものとする。
 - 4 審査委員会は、審査した業務について、選定順位を決定するものとする。

様式第3号(第5条関係)

無 災 害 等 申 立 書

工事等の名称

施 工 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

弊社では、当該工事等施行年度以降現在に至るまで、下記の各事項について該当がありません。なお、本申立書提出後から表彰に至るまでの期間中に下記事項に該当があった場合は、速やかにその内容を申告し、優良建設工事等表彰の取消措置をとられても異存ありません。

- ①益田市発注の工事（下請又はJVを含む。）及び業務（再委託を含む。）において休業4日以上労働災害又は公衆災害
- ②益田市以外（民間含む。）が発注した工事及び業務において死亡者の発生した事故
- ③建設業法及び建築基準法等の建設工事に関連する法律に関し、故意による違反又は重大な過失
- ④当該工事等に関し、下請負人、資材業者、機械又は機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等との不適正な契約の締結及び代金の支払保留等
- ⑤益田市又は島根県が発注し完了した工事又は前年度に国土交通省中国地方整備局が発注し完了した工事で、低入札価格調査対象工事における成績評定点70点未満

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

益田市長

様

別記（第3条、第5条関係）

様式第1号その1（第3条関係）

様式第1号その2（第3条関係）

様式第2号その1（第3条関係）

様式第2号その2（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）